



# しもつま農業委員会だより

第26号

平成28年9月10日発行

発行：下妻市農業委員会  
発行責任者：会長 笠嶋和良  
編集：農業委員会だより編集委員会  
〒304-8555 下妻市鬼怒230  
☎0296-45-8991（直通）



## 主な内容

- 会長あいさつ・農業委員担当調査地区……………2
- 中間管理事業のしくみ……………3
- 改正農業委員会制度……………4・5
- 農地の埋立・盛土等について……………6
- 農業者年金について……………7
- 話題(新規就農者・都市農村交流事業)……………8

ごあいさつ



会長  
笠嶋 和良

今年の梅雨は、雨量が少なく明けるのが7月28日と遅く、10日は晴天と云う事もなく雷雨等、不安定な天気が続きましたが皆様は、御健勝の事と御喜び申し上げます。

国の、農業委員会法の改正により、4月1日から新しい法の下、市長が議会の同意を得て農業委員を任命することになります。

現在の農業委員は、平成29年7月20日までの任期となります。また、改選時には、新たに農地利用最適化推進委員も選ばれ、双方で協力して活動する事になります。

活動は、農地の貸し借り、売買の許可の決定や耕作放棄地の発生防止・解消、農地転用許可、違反転用への対応、農業への新規参入の促進等、多様になっております。

活動を通して、地域農業の振興、保全の手助けになれるよう、委員全員で努力致しますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

## 農地等の相談はお近くの農業委員へ！

地区	担当委員名	調査区域
下妻	稲川 隆	大町、新町、上町、栗山、三道地、峰、本峰、不動宿、長塚、石の宮、砂沼新田、仲町、横町、浦町、下町
	森 慎雄	本宿、本宿町、坂本、上宿、相原山、旭、陣屋、西町、小野子、小野子町、下子町、新屋敷、田町、本城町
大宝	大塚 武雄	大宝、北大宝、平川戸、横根
	篠崎 宏之	大串、平沼、福田、下木戸、坂井、比毛、堀籠
騰波ノ江	程塚 裕行	下宿、東宿、上宿、久目、西宿、神明、本田、牧本、福代地
	中山 基	下宮、数須、筑波島、下田、貝越、中郷、宇坪谷
上妻	齋藤 孝夫	桐ヶ瀬、前河原、渋井、尻手、赤須
	磯山 誠	南原、柴、半谷
	栗島 喜好	江、大木
	飯村 正	平方、黒駒川岸、黒駒西、黒駒東
総上	増田 修司	東古沢、袋畑、西古沢
	京空 克芳	小島、香取、石堂、新堀
	野村 操	今泉、中居指、二本紀
豊加美	大山 敬行	山尻、谷田部、柳原
	國府田 房雄	加養1・2・3・中・4・5・6・7・8、新堀、亀崎
	木村 進	肘谷、樋橋本田、樋橋新田
高道祖	飯村 昇	原、中台、桜塚
	笠嶋 和良	小渡
	塚田 好克	本田
蚕・飼 宗 道	廣瀬 榮	大園木、鯨、長萱、伊古立
	島田 秀男	見田、唐崎、原、羽子
	高橋 誠	田下、下栗、本宗道、宗道、渋田
大形	人見 昌宏	鎌庭、鬼怒
	中山 隆	別府、村岡
	田中 昭一	皆葉、五箇

農地法に基づく  
許可申請の受付  
締切は、  
毎月10日です。

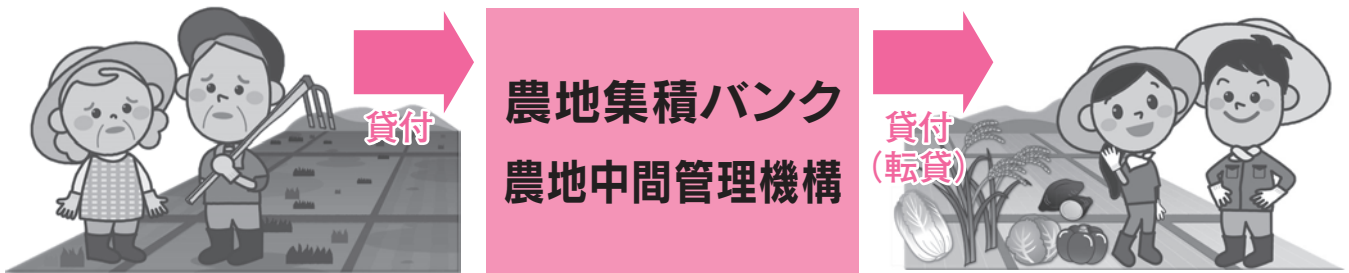
(10日が休日の場合は、  
その次の開庁日です。)

- 農地の売買、貸し借り、交換、後継者に贈与したい
- 農地を宅地等に転用したい
- 農業者年金関係について知りたい
- 農地について問題が起きている

など、お近くの農業委員までお気軽にご相談下さい。



# 農家のみなさんへ 貸したい農地はありませんか？



## ■農地を貸したい場合■

- 規模縮小・経営転換・農地相続でお困りの方
- ・市町村の農政担当窓口ご相談ください。
  - ・「貸付希望申出書」を提出してください。
  - ・貸付希望農地の状況を確認します。
  - ・機構の基準により、借り受けが可能となった場合、機構が借り受けるための手続きを行います。

## ■農地を借りたい場合■

- 規模拡大・新規参入をお考えの方
- ・借りたい農地が所在する市町村の農政担当窓口にご相談ください。
  - ・「借受希望申込書」を提出してください。
  - ・出し手農家とのマッチング後に、機構が農地を貸し付けるための手続きを行います。

## ■農地を貸すメリット■

- ・貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。
- ・貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。
- ・設定した地代は機構から確実に支払われます。

## ■農地を借りるメリット■

- ・長期の借入期間により（原則10年）安定した営農が可能です。
- ・分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。
- ・地代は機構にまとめて支払っていただき、機構が出し手へ個別に支払います。

## 農地集積バンク【農地中間管理機構】

- ・市町村・農業委員会と連携し農地の集積・集約を進めます。
- ・担い手にまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けます。
- ・担い手への貸し付けが決まるまでの間、農地を管理します。
- ・簡易な条件整備を行います。（担い手の要望により）

農地中間管理機構は、高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関（農地バンク）で、都道府県に一つずつ設置されています。

## 【問い合わせ】

農地中間管理機構  
(公益社団法人茨城県農林振興公社)  
水戸市上国井町3118-1  
☎029-239-7131

県西農林事務所駐在  
☎0296-48-8225

市農政課  
☎0296-44-0729

# 農業委員会制度が変わりました

農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されました。

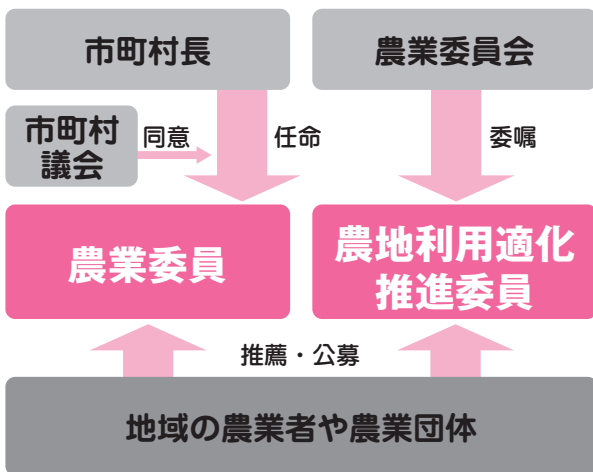
今回の改正の主なものは、「農業委員会事務の重点化」、「農業委員の選出方法の変更」、「農地利用最適化推進委員の新設」等です。以下、新たな農業委員会制度についてお知らせします。

## 農業委員の選出方法が変わります

### 1 公選制から市町村長の任命制になります

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります。

下妻市農業委員会においては、法律の経過措置により従来からの農業委員が平成29年7月19日までの任期を務めます。



### 2 過半を認定農業者にする必要があります

農業委員の過半は認定農業者であることが求められます。また、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができ、1人以上入れる必要があります。

### 3 女性や青年も積極的に登用する

農業委員の年齢、性別等に偏りが生じないように配慮することが求められています。

## 農地利用最適化推進委員が新設されます

### 1 農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します

推進委員は、担当地域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の現場活動を行います。

### 2 推進委員は農業委員会総会等に出席し意見を述べることができます

農地利用の最適化を進めるためには、農業委員と推進委員が一体的に連携しあって取り組むことが必要です。

## 農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます

農地等の利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の重要な事務として位置づけられました。

農地等の利用の最適化の推進とは、①担い手への農地利用の集積・集約化 ②耕作放棄地の発生防止・解消 ③新規参入の促進 による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいいます。農地利用最適化推進委員は、これらを推進する役割を担うこととなります。また、このような活動を行う上で、農地中間管理機構（3ページ）との連携が大切です。

## 農業委員会活動の「見える化」を進めます

農業委員会の活動状況は、全国農業会議所のホームページで公表されています。

## 農地制度も改正されました

農地法が改正され、平成28年4月1日から施行されました。

### 1 農業生産法人から農地所有適格法人へ

今回の農地法改正では、農業の6次産業化を進めるため、農地の所有が認められている法人の制度について変更がありました。

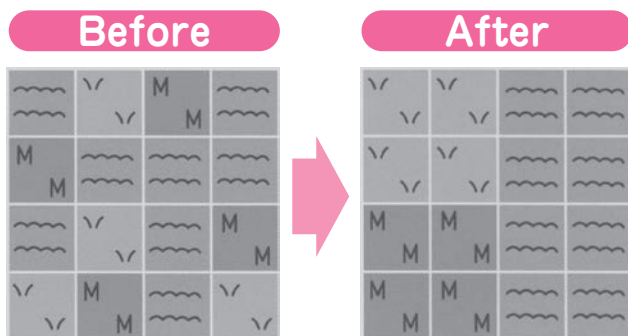
① 法律上の名称が農地所有適格法人に変更されました。

② 役員の農作業従事要件について、役員等のうち1人以上の者が、農作業に常時従事すれば足りません。

③ 議決権要件について、農業者以外の者の議決権が、総議決権の2分の1未満まで認められます。

### 2 農地転用制度が変更されました

農地転用の許可に際して、面積が30アールを超える場合は、都道府県農業委員会ネットワークへの意見聴取が必須になりました。



## 農業委員会ネットワーク機構の整備

都道府県農業会議、全国農業会議は、農業委員会の支援機関としての機能を強化するため、「農業委員会ネットワーク機構」として位置づけられました。

農家のための新聞です。  
是非ご購入ください。



お申込み・お問合せは

農業委員会事務局まで  
☎45-8991

発行日 毎週一回(金曜日)

購読料 月額700円

# 自分の農地は自分で守りましょう

## 「ご注意ください!!」

1. 『農地の整地や造成をしてやる』といわれても安易に農地を貸すのはやめましょう。

また、農地の埋立てを他人まかせにすると、建設残土や廃棄物等で埋立てられる場合があります。次のような被害が及ぶ恐れがあります。

① 有害物質混入による悪臭、地下水汚染による飲料水や農作物の汚染

② コンクリートがら等の混入により、機械による営農困難

③ 無秩序な埋立てによる隣接地への雨水・土砂の流失

## 「無断転用は罰せられます!!」

農地に許可等を受けずに、土砂などの埋立て・盛土等を行なった事業者、工事の請負人又は土地所有者は、農地法に違反することになり、茨城県から工事の中止、原

2. 万が一廃棄物が投棄された場合、土地を貸した人にも責任が問われるばかりでなく近隣にも迷惑がかかります。また、原状回復にも莫大な費用がかかります。

3. 農地の埋立てを業者に依頼する場合は、信頼のある業者を選定し、事前に埋立てに使う土や埋立て後の形状・覆土等を十分に確認しましょう。

また、万が一の場合に備え契約書等に明記するのが望ましいでしょう。

状回復等の命令がなされる場合や、懲役・罰金の罰則適用があります。

【違反転用に対する処分  
(農地法第51条)】

## 無断転用とは 許可なく農地を

住宅や工場敷地にした  
資材置場にした  
駐車場にした



一時的に資材置き場にした  
一時的に砂利採取をした  
一時的に農地構造をした

### 違反転用

3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

【罰則(農地法第64条・第67条)】

★農地の埋立て・盛土等を行う際は、必ず事前に、お近くの農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。  
★農業者をはじめ、開発にたずさわる人も農地転用許可制度を正しく理解して、法令遵守に努めましょう。





# 農業者年金で 生涯所得の確保を

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金へは  
 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）  
 年間60日以上農業に従事  
 60歳未満  
 の方ならどなたでも加入できます。

## 月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで（千円単位）加入者が自由に選択できます。  
 また保険料の額はいつでも見直しできます。  
 加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

加入年齢	加入年数		保険料月額 2万円の場合	保険料月額 4万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
20歳	40年	男性	79万	157万	253万
		女性	66万	133万	222万
30歳	30年	男性	52万	104万	175万
		女性	44万	88万	147万
40歳	20年	男性	31万	62万	103万
		女性	26万	52万	87万
50歳	10年	男性	14万	28万	46万
		女性	12万	23万	39万

※金額は単位未満を四捨五入しています。  
 ※この試算は、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以上の予定利率が0.50%になった場合の試算です。  
 ※女性の金額が少ないのは、平均余命を考慮して計算されているためです。

## 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります

- ・農業者年金の保険料の全額が、確定申告の際に、社会保険料控除の対象となります。
- ・社会保険料控除の申告により所得税と住民税が軽減されます



## 大きな希望をもって 農業に励みます

人見 一成さん、正恵さん夫妻  
(鎌庭在住)

農業を始めようとしたきっかけは、小さい頃から親が兼業で行っていた、水稻栽培を手伝っていたため自然に興味を持ち高校生の頃、自分は専業で新たな分野に挑戦したいと思い農業大学に進学し野菜の勉強を始めました。

農業に従事し、最初は、何もかも一からのスタートだったので、農地の集積、農業機械の導入、栽培品目、栽培のローテーション、品種、肥料に関わるまですべてにおいて苦労しました。

### 二人でがんばっています

まだまだ、勉強不足な所もあるし、人手不足などの問題もたくさんあるが、就農3年目を迎えている程度の基盤が出来てきたと実感出来ましたので、これから先もさらに努力をして規模拡大、品質向上を計り、売上げられるように頑張りたいと思います。

## 農業体験をとおして 都市との親睦を深めています



### 都市農村交流事業

農業体験を学ぼうと、東京都銀座の泰明小学校から親子80人が市内の二本木の田んぼを訪れ、総上小学校の親子20人と一緒に田植えや下妻の食材を生かしたバーベキューを楽しみました。また、10月には再び訪れ、稲刈りを予定しています。両校のPTAは、今年の農業体験をきっかけに交流が始まり、東京で餅つき大会を行うなど都市間の交流が深まっています。